

<研究ノート>

会社支配論論争

— 西山・奥村論争 —

勝部伸夫

目次

- I. はじめに
- II. 西山・奥村理論の概要
- III. 西山・奥村論争の経緯と内容
- IV. 西山・奥村論争の評価と意義
- V. むすび

I. はじめに

日本の会社支配論研究は80年代前半にいわばそのピークを迎えたと言ってもよいであろう。それは、戦後のわが国の会社支配の代表的な学説がこの時期までにはほぼ出揃ったと同時に、それぞれの学説間で激しい論争が行われ、議論が深められていったからである。この時期に行われた論争としては、西山・奥村論争、奥村・三戸論争、西山・富森論争、西山・柴垣論争などを挙げることが出来る。その中でも西山・奥村論争は、日本の会社支配論を代表する論客2人がお互いに自説を擁護しながら、相手に対しては厳しい批判を行ったという意味で、本格的な論争が展開されたと言うことが出来る。

以下では、西山・奥村論争を取り上げ、その内容を簡単にまとめた上で、この論争を通じて何が明らかになったのか、そして論争の意義はどこにあったのかを検討することにする。

II. 西山・奥村理論の概要

日本の会社支配論の中でも西山・脱資本主義

論と奥村・法人資本主義論はまさに代表的な理論と言ってよいが、両者はその理論の内容と結論において極めて対照的な主張となっている。両教授とも日本の会社支配の解明に精力を傾けてこられたのであるが、ここではまず西山理論と奥村理論の概要を見ておこう。

<西山理論の概要>

西山教授はわが国大企業の所有と支配を次のように捉える。大企業の所有構造の特徴は、「資本家の没落」によっていまや会社が会社の大株主になっており、しかも会社同士がお互いに相手の株式を持つ相互持ち合いになっている点にある。そうした所有構造のもとで誰が支配者になっているかを明らかにするため、自ら考案した手法を駆使して実証調査を行った結果、大企業のほとんどは経営者支配に分類された。実証と理論の両方において、結論を導く考え方の大前提になっているのは、株式の持ち合いは該当する企業間での実質的な資金の移動がないことを理由に、持ち合い分をすべて相殺してしまうことである。広範な株式持ち合い構造になっている日本企業では、こうしてすべての持ち合いが相殺されてしまうことで会社を支配できるような大株主は存在しなくなり、最終的に経営者支配となっていることが主張される。したがって、西山・経営者支配論は「株式相互持ち合い→相殺→経営者支配」という論理展開をとる。

また西山理論では株式会社の所有を形式的所有（法律的所有）と実質的所有（経済的所有）の

2つに分けて考えるが、形式的所有は無機能化、形骸化することがあるのに対して、実質的所有は実質＝支配力がその属性であるため無機能化、形骸化することはなく、実質を失えば所有そのものが消滅すると把握する。日本の大企業においては上記のように持ち合い分は相殺されてしまうため、株主は会社に対する支配力を失ってしまっている。これはすなわち株主の所有が消滅してしまっていることを意味する。そしてこのことが日本の企業と社会に「革命」とも呼べる大変革をもたらすことになったと見る。

まず会社は営利を目的とする「社団法人」であり、その属性には「社団性」と「法人性」の2つがあるが、所有が消滅して株主が社員としての実質を失えば、会社は社団性を失うことによって崩壊し、その実質は財団に接近することになる。つまり日本では株式会社制度はすでに崩壊してしまっていると言われる。そして社団性を喪失してしまった会社では、主に従業員出身の管理労働者である経営者が占有により支配力を握っていると分析している。

また、「所有を基礎とする支配構造」を持つのが資本主義社会であるが、現代日本社会は「占有を基礎とする支配構造」に移行しており、もはや資本主義は崩壊してしまっている。つまり日本は資本主義でも社会主義でもない第三の社会になっており、それは「脱資本主義社会」だと言われる。そしてこのような日本社会は資本主義社会であるアメリカよりも先を行く、世界で最も進んだ社会だと主張される。

このように日本は株式会社制度の崩壊、資本主義体制の崩壊によって脱資本主義社会になっており、それこそが結果的に日本的経営と言われる慣行を成立させており、さらに他人資本への依存、売上高至上主義、配当額より多い交際費、株主よりも従業員重視といった日本企業の特徴もそこから生まれてきていると言われる。

<奥村理論の概要>

奥村教授は、日本企業の所有構造は戦後の財

閥解体を経て事業会社や金融機関などに株式が集中する法人所有になったと言われ、この法人所有論を基礎にして法人資本主義論を展開される。教授はまず所有の内容を経済的(実質的)所有と法律的(形式的)所有の分けて捉え、日本企業は経済的(実質的)所有者としての法人＝「会社それ自体」と、それを法律的(形式的)に所有している法人というように、法人所有が二重化していると見る。法人が株式を所有する理由は、企業間結合と安定株主化の2つであり、その本質は支配証券としての所有である。企業間結合には企業集団と系列の2つがあるが、系列は株式の一方的所有を通じて縦につながっているのに対して、企業集団は株式の相互持ち合いを通じて横につながっている。特に企業集団においては相互持ち合いは円環状(マトリックス型)になっており、どこまで行っても自然人株主には行き当たらない構造になっている。

このように法人による所有が徹底しているのが日本企業の大きな特徴であるが、もう1つのポイントは法人である会社を代表するのは人間である経営者であり、経営者が意思決定を行っていることである。企業がお互いに株式を持ち合っている企業集団では、会社の代表である経営者がお互いに相手企業を支配する関係になっており、もし企業間で対立すれば「利益の星座」が崩れるため、経営者は相互に信認することになる。こうして他社所有を媒介することで経営者は最終的に自社を支配することになる。したがって、奥村・経営者支配論は「株式相互持ち合い→相互所有→相互支配→経営者支配」という論理展開をとる。

奥村理論は「経営者支配」を主張するのであるが、それはマネジリアリストの言う「所有に基づかない支配」ではない。通常は経営者によるオートノミーになっているように見えるものの、あくまでも相互持ち合いという所有構造に裏打ちされたものである。したがって、万一会社の経営が不振に陥ったような場合には、実質上の大株主会である「社長会」によって経営者

の交替が行われる。このように「経営者支配」の根拠は法人所有にあり、会社という他者の所有に基づいて経営者が支配しているのであるから、それは経営者による「所有の盗奪」だと言われる。

日本の社会はこのように個人に代わって法人が大株主となることで、個人資本主義から法人資本主義になったと主張される。この法人資本

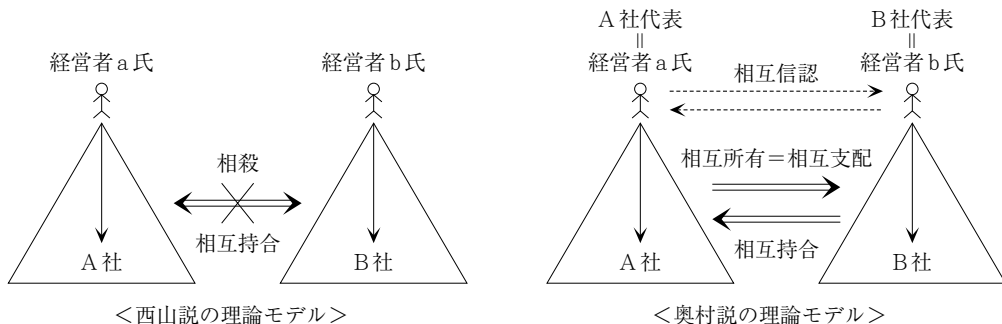
主義の原理は「会社本位主義」であり、経営者も従業員も会社のために忠誠を尽くす。

以上が西山、奥村両教授の理論の概要であるが、表1.は両者の理論の基本的な項目を比較したものである。また、図1.は「所有と支配」の関連をモデルで示したものである。

表1 西山説と奥村説の比較

	西山説	奥村説
所有状況	法人所有	法人所有
所有の内容	実質的(経済的)所有—株主 形式的(法律的)所有—会社自体	〃 —会社自体 〃 —株主
支配状況	経営者支配	「経営者支配」
支配の源泉	占有	所有
所有と支配の論理	相互持ち合い→相殺→経営者支配	相互持ち合い→相互所有→相互支配→相互信託→「経営者支配」
相互持ち合いの意義	株式資本の空洞化・相殺効果 業務上の提携、緊密化、グループ化	企業間結合 安定株主化
経営者の性格 〃 任免	管理労働者 経営者自身	カンパニー・マン 経営者自身+社長会
チェック機構	無機能化	無機能化(社長会によるチェック?)
企業の性格	労働者共同体	会社本位
日米比較		
①(日本) (米国)	脱資本主義—経営者支配 資本主義—所有者支配	法人資本主義—経営者支配 資本主義—経営者支配
② 歴史認識	日本の方が進んでいる	日本の方が進んでいる

図1 西山説と奥村説のモデル比較



Ⅲ. 論争の経緯と内容

1. 論争の経緯

西山・奥村論争は、奥村教授が最初に、『日本の六大企業集団』（1976年、ダイヤモンド社）の中で、西山教授の持ち合い相殺論を批判されたことに端を発する。これに対して、西山教授は「法人資本主義論批判 ― 富森虔児氏と奥村宏氏への反論 ―」（『武蔵大学論集』26巻5・6号、1979年、その後『支配構造論』（文眞堂、1980年）に所収）を発表され、奥村・法人資本主義論の中核をなしている「相互所有による相互支配」論は誤っていると、これを詳細に取り上げて批判された。この後、奥村教授は「企業集団についての覚書」（『証券経済』132号、1980年）、「『所有論』ノート」（『証券経済』135号、1981年）、「会社と株主との関係」（『証券経済』138号、1981年）の3本の論文において、いずれも相殺論を中心にして西山説批判を行った。これに対して西山教授もまた反論の筆をとり、「潮者の藁か、法人資本主義論 ― 奥村宏氏と柴垣和夫氏への反論 ―（上）（下）」（『経済評論』1982年10月、11月号、その後『脱資本主義分析』（文眞堂、1983年）に所収）において、相互所有と相互信認、相互持ち合いの意義、会社「乗っ取り」の3点を中心に奥村説批判を行った。奥村教授はこの批判に対して直ちに再反論を行い、「法人資本主義とは何か ― 西山忠範氏への反批判（上）（下）」（『経済評論』1983年1月、2月号）を発表して、会社本位の意味、相互持ち合い、会社と経営者の関係、誰が経営者になるのか、の4点を中心に西山批判を展開した。奥村教授の西山説批判としては、この論文が分量的にも内容的にも最もまとまったものである。一方、西山教授もこれに再び反論を試み、「法人資本主義論の虚妄 ― 奥村宏氏と富森虔児氏への再反論」（『経済評論』1983年12月号）において、会社本位、法人による一方的所有、相互持ち合い、その他の4点を取り上げて批判を行った。

西山、奥村両教授の間で行われた会社支配論論争は、基本的には上記のやり取りで一応終結している。その後、奥村教授は折に触れてその著書の中で西山説批判を行っているが、それはあくまでも一方的なものにしかすぎない。

では、次に論争の具体的な内容を見ることにしよう。

2. 論争の内容

ここでは西山、奥村両教授の間で行われた論争の概要を紹介する。それぞれの批判に対してどのような反批判がなされたのか、また逆にどの批判には回答がなかったのかがわかるように整理した。なお、内容は原文とほぼ同じか、あるいはそれに近い形で筆者がまとめた。また出典は、氏名と巻末の通し番号で示した。

<西山教授による奥村説批判と反批判>

西山教授の奥村説批判は、以下のように3点にまとめることが出来る。

(1) 現状分析について

① 奥村説は大企業集団以外の独立系企業に適用できない。日立製作所の例を取ってみると、大株主は生保や銀行であり、生保は相互会社で持ち合いはなく、銀行は持ち合いはあっても僅かである。（西山1. 94-95ページ）

<反論>

・独立系企業の場合は、A社の経営者a氏がB、C、D社を支配し、b、c、d氏がA社を共同支配するという関係にあり、何ら問題はない。（奥村3. 38-39ページ）

・相互支配といっても個別に大株主の間で行われるだけである。それだけ経営者の独立性が強いということはいえるが、論理的にはここでも相互支配→相互信認の関係は成り立っている。（奥村5. 109ページ）

② 社長会が威力を持っているのは三菱、住友、三井の3集団だけであり、他の銀行系の3集団は銀行を扇の要に放射状の持ち合いをしている

だけで、企業間の持ち合いは稀薄である。(西山 1. 95 ページ)

<反論>

- ・社長の力が弱く、株式持ち合い率が旧財閥系にくらべて低いのは、量的な問題であり、論理が変わるわけではない。また持ち合い率がこれらの新興企業集団において低いのは結合力の程度の問題でしかない。(奥村 3. 39 ページ)

③三菱、住友、三井の3集団の場合も集団内有力企業が持ち勝っており、したがって社長会といっても、そこには自ら中心があり、社長同士はけっして対等ではなく、それは必ずしも持ち合い関係を基礎とするものとは言えない。(西山 1. 95 ページ)

<反論>

- ・持ち合いは対等ではなく、所有者としては銀行と生保が強いというが、これは反論にならない。なぜなら、銀行の株を所有しているのは、メンバー企業だからである。(奥村 3. 39 ページ)

(2) 相互所有・相互支配・相互信認論について

④ A、B2 社がある場合、奥村理論では両社の経営者 a 氏、b 氏は地位を守るために相手を「信認」すると言うが、不信認しあっても両者は相手に手出しは出来ないのであるから、「信認」も「不信認」も同じである。したがって、「相互信認」は意味をなさない。(西山 1. 96 ページ、2. 213 ページ)

⑤ 株式の相互持ち合いは、単なる「両すくみ」の関係であって、互いに支配不可能な状態である。すなわち、それは相互支配ではなく相互「不」支配の関係—「支配不能」の関係である。(西山 2. 214 ページ)

⑥ 相互支配が存在しないということは、相互所有も存在しないということである。所有の内容は支配であって、支配を伴わない所有は存在しない。(西山 2. 214 ページ)

<反論④～⑥>

・西山氏は相互信認するか、相互不信認するか、どちらになるかわからないと言うが、相互に不信認したらお互いに経営者を失脚するのだから、現実には信認し合う以外にない。企業集団における社長会がこの相互信認の場であることは明白で、相互不信認なら社長会は成り立たない。(奥村 5. 109 ページ)

・大株主である会社や取引先から認められない人間は、いくら社内で実力があってもそれだけでは社長になれない。網の目のように抜けられた企業間結合の上に立って、それに支えられてはじめて経営者は権力を持ちうるのである。それを離れた経営者独裁など空想の話でしかない。(奥村 5. 109 ページ)

⑦ A、B 両社の経営者 a 氏、b 氏が、それぞれの会社を「代表して」会社の保有する株式に基づいて相手会社を「支配する」ことができるとしても、それは、a 氏、b 氏がすでに A、B 両社を支配しているからである。これは奥村理論の「相互信認」よりも前の段階である。しかも、奥村理論では a 氏、b 氏がそれぞれの会社を支配していると説明することができない。(西山 1. 96 ページ、2. 216-217 ページ)

<反論>

・西山氏の批判は論理の混同で、存在の論理と形成の論理を一緒くたにしたものだ。会社を代表することで経営者が権力を持っていることと、だれがいかにして経営者になっていくか、ということは分けて考えねばならない。(奥村 5. 109 ページ)

・A 社の経営者は A 社を代表することによって B 社を支配しているのであって、A 社を支配しているから B 社を支配しているのではない。代表という概念こそ法人と自然人を結びつけるものであるのだが、従来このことが忘れられていたために議論が混乱していたのである。(奥村 6. 77-78 ページ)

(3) 相互持ち合いの意義について

⑧ 相互持ち合いは極端な場合には「紙のやり

とり」にすぎなくなり、資金調達プラスにならず、株式会社の基本的機能の1つが阻害されてしまう。この奥村氏の指摘は正しいが、問題は、「紙のやりとり」にすぎないような株式持ち合いに、支配の根拠を求めるところであり、それは、あたかも空中楼阁を建設するのと同じである。(西山1. 97ページ)

<反論>

西山批判④を参照。

⑨ 奥村説では「乗っ取り」がなくなった理由として、「安定株主工作」と「会社は城」という日本人の意識(会社観)を挙げているが、前者は問題の表面を撫でているだけで「なぜそのようなことが行われているか」に答えておらず、後者は単なる日本人の心情論にすぎず、「日本の経営論」と同じ誤りに落ち込んでいる。(西山2. 218-219ページ)

<反論なし>

<奥村教授による西山説批判と反批判>

奥村教授の西山説批判は、以下のように4点にまとめることが出来る。

(1) 相互持ち合い=相殺論について

① 持ち合いは一方的所有からはじまって相互持ち合いへと進む。たとえば、三菱商事の株式を三菱系の会社が取得した段階では三菱商事は三菱系であるが、その後三菱商事がその大株主である三菱系の株式を取得した段階では持ち合い分が相殺されて三菱系でなくなる。つまり持ち合いを相殺してしまうと、三菱商事は三菱系から独立するために三菱系企業の株式を取得したという奇妙なことになる。また、三井物産の場合も同様に、三井グループから離脱して独立するために三井グループの会社と株式を持ち合っているということになる。(奥村5. 100-101ページ)

<反論なし>

② 法人の株式所有はほとんどが連環して持ち合っているから、西山氏流に言えば「資本が存

在しない」ことになり、すべてを相殺しなければならなくなる。そうすると上場会社の7割を占める法人所有分はすべて相殺されてしまい、残るのは3割の個人株主と機関投資家だけである。日本の会社を支配しているのは個人や機関投資家ということになるが、西山説では労働者が支配しているというのであるからそこには大きな矛盾がある。(奥村3. 38ページ)

<反論なし>

③ 法人株主への株式の集中を指摘しながら、その法人の大株主は銀行と生保であり、そして銀行の大株主は生保であり、生保は日本の全企業の窮極の所有者であるかのようにいっているのは全く論理の飛躍と事実の歪曲という以外にはない。(奥村4. 66ページ)

<反論>

・この攻撃は全く的是ずれである。生保が日本の全企業の窮極の所有者であるなどと主張してはいない。「所有に基づく支配」は存在しないので、生保には銀行その他の企業を支配する力が存在しないということを主張したのであって、奥村氏の攻撃する内容とは全く逆である。奥村氏がいかに私見を曲解しているかが明かである。(西山2. 216ページ)

④ A社とB社が同時に増資して、お互いに相手に払い込めばその間には資金の移動はなく、株券の移動だけになる。相互持ち合い分だけ資本は空洞化し、西山氏流に言えば資本はない。しかしそれにもかかわらずA社にはB社に、B社にはA社の株式があり、支配証券としてその株式は厳然として機能する。資本が空洞化しているにもかかわらず株式が存在し、機能している。そこでA、B以外に本当に出資した株主には支配権はなく、A、B両がお互いに相手の会社を支配できることになる。相互持ち合いによって相互に相手を支配するというのは不合理だが、不合理なことが実際に日本では存在しているのである。(奥村5. 101ページ)

<反論>

・持ち合いは、資本家から権力を奪って「占有」

によって企業を支配しようとする経営者の側からみれば、何ら「不合理」ではない。経営者が資本金家（外資も含めて）による支配を排除し、所有による支配を否定し、株式会社制度を実質上崩壊せしめ、労働者による企業支配を確立するためには極めて有効な「合理的」方法である。持ち合い相殺を行ったのは、持ち合いが不合理だからではなく、逆に「合理的」だからである。（西山 3. 80 ページ）

・商法の規定に基づく形式上の議決権は株主総会において存在しうる。しかし、そんなものはたんなる形骸であって、実際に「行使できる」性質のものではない。（西山 1. 96 ページ）

⑤ 西山説では、一体なぜ法人は株式を所有しているのか、理由がわからない。法人は企業間結合のために株式を所有していることはこれまでに説明してきたが、西山氏の説明ではこのことが全くわからない。法人は無目的に、相殺されるために株式を所有しているというのであれば、それはナンセンスと言うしかない。これは法人の株式所有の結果だけを見て、なぜそうなったのか、ということを見ないからこういう誤りに陥ったのである。（奥村 1. 104-105 ページ、2. 51 ページ、3. 38 ページ）

<反論>

・株式相互持ち合いの目的は「株式資本の空洞化」または「相殺効果」である。株式資本を空洞化し、互いに相殺させることによってその力をゼロに収斂せしめ、株式会社をその限りで「相互会社」と同じ実質に転化させることである。以上のほか、企業間における業務上の提携、協力関係の緊密化、金融機関を中心とするグループ化などがある。これらの問題は経営政策の問題であって、支配の問題ではない。また、外国資本による乗っ取りの防止等の目的も否定できない。（西山 2. 218 ページ）

(2) 所有の内容について

⑥ 西山説では形式的所有と実質的所有の概念が異なっている。法人が主体として所有するこ

とは西山氏も認めるが、客体としての法人はありえないというのだから、それが所有しているのは単なる株券である。かりに 100%株式を所有されている会社の場合、その会社を所有しているものはどこにもいないということになる。（奥村 3. 31-32 ページ）

<反論>

・100%株式を保有されていても、会社が形式的（法的）に所有されているということは、「論理的にありえない」のである。しかし、実質的（経済的）には、株主によって会社が所有されていることは明白であって、疑問の余地はない。実質的所有と形式的所有を区別したのは、あくまでも経済的・実質的な所有だけを論ずるためであるが、奥村氏はこれを全く理解せず、自ら混乱に陥ってしまった。また、カトラー等の主張とされていることは全く論理が逆であるし、そこを「一歩突き進んで」法律的所有の主体として法人を考えなければならなくなったなどというのは不可解な主張である。（西山 2. 214-215 ページ）

(3) 会社と経営者の性格について

⑦ 西山説は「会社不在」の「経営者本位」とでも言うべき議論である。会社が事実として存在することは否定しないが、しかし西山氏の頭の中ではそれは存在せず、その支配構造論には会社は論理としては存在しない。それは組織一般であって会社ではない。（奥村 5. 98 ページ）

<反論>

・西山理論は、もともと「会社」を否認することから出発しているのだから、「会社不在」は当然である。社団としての実質を失った時、「会社」は崩壊したのである。会社が「事実」として存在することを西山氏が認めていると指摘しているが、私はそんなことは認めておらず、「形骸化した上部構造」として認めているだけである。（西山 3. 78 ページ）

⑧ 西山説では日本の企業は労働者共同体であるといいながら、他方では経営者独裁であると

もいう。一体、労働者共同体からなぜ経営者独裁がうまれるのか、その説明はない。共同体が独裁になった時、すでにそれは共同体ではないはずである。経営者独裁というのは経営者が会社の化身となって一体化している限りであって、それにはずれれば失脚することは三越事件で示されている（奥村 5. 108 ページ）

<反論なし>

⑨ 西山説では経営者は労働者出身であり、労働者共同体のために働いているのだから、経営者＝労働者であるという。西山説のように労働者出身者が経営者になったからプロレタリア独裁だというのなら、太閤秀吉は百姓出身だから当時は百姓支配の時代だったということになる。系譜の問題と構造の問題がゴタまぜになっている。また、会社において経営者と従業員の間には画然とした区別があり、他の組織ではみられないほどヒエラルキーが貫徹している。そして経営者を選んでいるのは従業員ではない。（奥村 5. 112 ページ）

<反論>

・労働者支配の根拠は、経営者の出身が労働者階級であることに重点があるのではなく、現在の経営者がそれ自体労働者であるということにあるのであって、それは、「経営者という名の労働者」である。そして、労働者支配が成立しているというためには、「所有」が崩壊していることが必要である（株式持ち合いも 1 つの場合）。アメリカは所有と経営の分離が健在であり、資本主義はびくともしてない。（西山 3. 81-82 ページ）

(4) アメリカの会社支配

⑩ 西山説は、アメリカでは大株主としての資本家がいて、これが経営者を支配しているというが、この場合の資本家とは個人資本家のことであろう。ところがアメリカでは大企業の大株主のほとんどが機関投資家であり、西山理論からいえば、資本主義が崩壊したのは日本より先にアメリカにおいてであったと言わねばならな

い。（奥村 5. 110 ページ）

<反論>

・奥村氏が認定している事実関係が正しいものである限り、アメリカの資本主義は健在である。機関所有に圧力を及ぼしうる限り、ベネフィシアリーもまた資本家であり、所有者であるといわなければならない、これまた、アメリカにおける所有と経営の分離の一場面であるにはかならない（日本の経営者支配とは異なる）。アメリカにおいても、資本主義崩壊の「革命」が進行しつつある。ただ、日本より進んではいないだけである。（西山 3. 81 ページ）

IV. 論争の評価と意義

日本の会社支配めぐる西山、奥村両教授の主張は、そもそも表 1. を見ても明らかのように、最初から対立する点を多く含んでいた。脱資本主義 v.s. 法人資本主義、占有 v.s. 所有など、いずれも正反対と言っているような主張である。そういう相反する立場をとる研究者がお互いに自説を擁護しながら相手を批判するのであるから、内容的には非常に興味深い論争であったことは間違いない。両者とも相手に対して厳しい批判を展開しているのであるが、論争の具体的な中身は上記のように多岐にわたっており、それを整理することは必ずしも容易ではない。しかも両者とも相手の批判を真っ正面から受け止めてそれに的確に答えている部分もあるが、逆に批判には答えずに自説を繰り返すにとどまっている所も多々見られる。しかしそれはそれとして、この論争を通じてそれぞれが相手の理論の生命線とも言える核心部をついた批判がなされていることは見逃せない点であろう。そうした点を中心に、それぞれの理論をめぐって問題とされた点をもう一度検討してみよう。

1. 西山理論をめぐる論争とその評価

奥村教授による西山理論批判の柱としては

(1) 相互持ち合い＝相殺論、(2) 所有の内容、(3) 会社と経営者の性格、(4) アメリカの会社支配の4つを挙げる事が出来、その中でも論争の中心は株式相互持ち合いの妥当性に関するものであったと言える。すなわち相互持ち合いの意義をどう見るか、そして持ち合い部分を相殺してしまっただけなのか否かが論争の大きなポイントであった。この点を中心にして、以下若干のコメントをしておこう。

(1) 相互持ち合い＝相殺論

西山教授は日本企業は広範な株式の持ち合いをしているが、この持ち合いによってお互いに資金の移動はないため、そのような株券だけの移動は「紙のやりとり」にしかすぎないと言われる。そして相互持ち合い分だけ資本は空洞化してしまうのであるから、資本所有に基づく支配もまたありえないと主張される。奥村教授も資金調達の観点から見れば株式会社の機能の1つが持ち合いによって阻害されていると西山教授と同じ認識を示しながらもその一方で、資本は空洞化していても株式は存在しており、したがって株式は機能していると強調される(西山批判④)。これに対して西山教授は、「紙のやりとり」にすぎないような株式持ち合いに、支配の根拠を求めるのはあたかも空中楼閣を建設するのと同じであると強く反発された(奥村批判⑧)。このように、持ち合いの意義をどう見るかで両者はまったく正反対の立場をとっているのである。

そこでまず、株式をめぐる権利関係から見ておくと、奥村教授の指摘にもあるように、持ち合いによって資本は空洞化していてもそれに該当する株式が持ち合い企業に存在することは間違いない。株式が現実にあるのであるから、それが持ち合い株であろうとなかろうと株主権はあると見なければならず、西山教授のように「紙のやりとり」にしかすぎないと最初から簡単に一蹴してしまうことは出来ないはずである。むしろ問題は、その持ち合い株が実際に株式と

しての意味を持っているか否かであろう。つまり会社支配に結びついているかがどうかがより本質的な問題である。これについて奥村教授は、株式を持ち合っている企業以外の本当に出資した株主には支配権はなく、持ち合い企業がお互いに相手の会社を支配することになる。相互持ち合いによって相互に相手を支配するというのは不合理だが、この不合理なことが実際に日本では存在していると指摘している(西山批判④)。つまり株式を所有する限り、それはそのまま支配証券として会社支配に結びついているという主張である。これに対して西山教授は、持ち合いは経営者が資本金から権力を奪って「占有」によって企業を支配しようとするもので、何ら「不合理」ではない。むしろ労働者による企業支配を確立するためには極めて有効な「合理的」方法であると反論する。しかし、両者のこうしたやりとりを見ていると従来からの主張を繰り返しているにすぎず、ここからは議論の深まりは期待できない。

ここでもう一度、持ち合いはそもそも何のために行われているのかを問う必要がある。奥村教授はこの点に関して西山理論の弱点を鋭く衝いてくる。すなわち西山説では、一体なぜ法人は株式を所有しているのか、その理由がわからない。法人は無目的に、相殺されるために株式を所有しているというのであれば、それはナンセンスと言うしかないと批判される(西山批判⑤)。これに対して西山教授は、株式相互持ち合いの目的は「株式資本の空洞化」または「相殺効果」であり、奥村教授の指摘は見当はずれだと批判を斥ける。しかし、会社同士がお互いに株式を相殺するために持ち合っているというのは、現実問題としてはいかにも奇妙である。持ち合い以前にまず何らかの目的があって、それが両社で合意されて初めて実際の持ち合いは行われたと見るのが自然であるが、西山説ではその部分は会社同士が相殺効果を目的として持ち合ったのだと説明されている。しかし、持ち合いの相手は決して誰でもいいわけではなく、

奥村教授が強調しておられるように実際には企業間結合、グループ化というプロセスの中で持ち合いが進められてきたことは疑いようがない。

しかも相殺という考え方をとると、実証を進めていく上でもおかしな結果を生むことになる。それは三菱商事や三井物産の事例のように、一方的所有から相互持ち合いに移行した際に持ち合い分を相殺すると、それはまるで系列企業から離脱して独立するために株式を持ち合ったように見えてしまうからである(西山批判①)。これは相殺論では持ち合いというものの意味を一貫して合理的に説明できていないことに起因する問題点である。相殺という手法は、西山教授が実証研究において経営者支配を導出するのに大きな武器となり、会社支配の結論部分だけを見ればほとんどの会社が経営者支配に分類されることで大企業に関して一般的に言われている実態とほぼ合致した結果を導くことが出来たのであるが、だからといって相殺という手法とそれを支える基本的な考え方が正しかったかどうかはまた別問題である。むしろ相殺論は、持ち合いが会社支配に直結しないとしている点で結果論としては正しかったとしても、そもそも持ち合いの目的とは何かを的確に捉えた立論になっていないということである。この点は奥村教授によって「相互持ち合い＝相互相殺論は目的と結果をとり違えた、逆立ちした議論である」という批判を呼んだ部分でもある。

西山教授は「相殺効果」以外の持ち合いの目的として、企業間の業務提携、協力関係、グループ化、あるいは乗っ取り防止、買い占め屋の利ざや稼ぎ防止といった項目も掲げておられ、こうした点も軽視していないと言われる。これらはいずれも、奥村教授が持ち合いの目的として主張する企業間結合および安定株主化と内容的には変わりはない。しかし、こうした目的は、相殺論の主張が最初にあって、後から付け足されたものという印象は免れない。結局、相殺論は株式持ち合い構造の中で経営者支配という結論を導く1つの興味深い論理を提供してはいる

が、法人はなぜ株式を所有するのかという目的論の観点からは説得的でないことが明確になったのではなからうか。

(2) 所有の内容

所有を実質的所有(経済的所有)と形式的所有(法的所有)の2分類で見ていこうとする点では西山、奥村両教授は同じなのであるが、その捉え方は両者まったく正反対となっている。西山教授は実質的所有(経済的所有)の主体は(支配)株主だとされるのに対して、奥村教授は「会社それ自体」だと言われ、両者の把握は対照的である(西山批判⑥)。しかし、会社支配論の議論をする上ではこれはどちらでもよい問題ではない。

奥村教授の分類はもともとカトラー等の主張を援用したものが、そのポイントは経営者支配を批判する武器として、株式のように分散することのない「会社それ自体」による所有という概念をたて、これを実質的所有(経済的所有)としたことである。しかも法人が所有の主体として登場することで、日本の会社所有は「法人所有の二重化」したのだと奥村教授は言われる。このように捉えた方が株式が分散していても「会社それ自体」による所有を基礎にしていると主張出来るので所有者支配論者には都合がいいのであろうが、逆に大株主がいる場合は話がすっきりしないものになる。例えば、大株主が100%会社の株式を所有している場合、誰が見ても会社の支配者は大株主でありそれ以上の議論は必要ないはずである。ところが、奥村説ではその場合も「会社それ自体」による実質的所有(経済的所有)があるということになる。ここで実質的所有というなら実際に支配力を持つ大株主のことを指さなければ辻褄が合わないはずであるが、最初に株主を形式的所有(法的所有)の主体としたためにこうした問題が出てくるのである。西山教授は、「実質的所有と形式的所有を区別したのは、あくまでも経済的・実質的な所有だけを論ずるためであり、それに

よって、奥村氏のような論旨の混乱をさけるためにほかならない」(西山 2, 214 ページ)と 2 分類の意義を述べておられる。これは正鵠を射た指摘であろう。

この点に関する両者のやりとりは 1 度ずつしか行われなかったが、奥村教授がその後この 2 分類を持ち出して主張することを止めてしまわれたことから、西山教授の把握に事実上、軍配が上がったと見ることができよう。なお、この議論は近年また盛んに取り上げられるようになってきた「会社それ自体」論の是非を問う上でも意味のある論争だったと言えよう。

(3) 会社と経営者の性格

日本の会社と経営者について、西山教授は会社＝従業員共同体であり、経営者＝管理労働者だと主張する。奥村教授はこの西山説を真っ向から批判し、特に経営者に関しては系譜の問題と構造の問題がゴタ混ぜになっていると鋭く追求した(西山批判⑧⑨)。他方、この批判を受けて西山教授は、経営者＝管理労働者説は経営者が従業員(労働者階級)出身であることに重点があるのではなく、現在の経営者がそれ自体労働者であることにあり、しかも「所有」が崩壊していることが必要だと反論している。

この問題に関しては両者の間でこれ以上のやりとりはなかったが、日本企業の性格を考える上では重要な論点であることは間違いない。ここで西山教授が主張している経営者観、企業観は今日でもそのまま生きており、例えば近年の人本主義論や従業員主権論でも同様の主張がなされている。こうした議論の提唱者がそのことを意識しているか否かは別にして、少なくとも西山説の主張は追従者を持ちそのまま継承されてきていると言ってもよいであろう。現在の日本企業を考えていく上でも、この議論は参考になる点を含んでいる。

さて、この議論に若干のコメントをしておくと、まず経営者を労働者と見てよいか否かである。西山教授も認めておられるように、経営者

が従業員出身であるか否かはこの場合決定的な問題ではない。しかしまた、経営者が従業員から選出され、従業員のためだけに経営を行っているかと言えば、答はノーであろう。しかも奥村教授の批判にもあるように、「会社において経営者と従業員の間には画然とした区別があり、他の組織ではみられないほどヒエラルキーが貫徹している」ことは間違いない。そういう意味で、西山説は日本企業の特徴を一面では的確に捉えているのであるが、経営者＝管理労働者説にはやはり無理があると言ふべきである。

(4) アメリカの会社支配

西山教授は、日本の脱資本主義に対して、アメリカは資本主義だと位置づけておられる。これはアメリカでは大株主としての資本家がいる、所有者による支配が貫徹していると見ているからである。これは逆に言えば、日本だけが資本主義が崩壊し、また日本だけが経営者支配になっているということの意味する。この西山説に対して、奥村教授はアメリカは日本以上に機関株主が大株主になっており、ドロッカーも年金基金が大株主になっていることから「年金社会主義」だと言っており、アメリカこそ資本主義が崩壊してプロレタリア独裁になったと言わねば辻褃が合わないのではないかと批判される(西山批判⑩)。この指摘に対して西山教授は、アメリカについて調査したわけではないので断定的なコメントをする立場にはないと断りながらも、あくまでもアメリカの資本主義は健在だと反論する。そして「機関所有に圧力を及ぼしうる限り、ベネフィシアリーもまた資本家であり、所有者であると言わなければならない、これまた、アメリカにおける所有と経営の分離の一場面であるにほかならぬ」と言われる。要するに、機関投資家の背後で資金を出している年金受給者や一般の投資家もまた「資本家」であり、こうした人々が会社を支配しているというのである。

しかし、西山教授のこの主張には無理があると言わざるを得ない。アメリカは機関投資家に

よる所有が大きな割合を占めるようになってきているが、例えば年金加入者は資金を出しているから「資本家」だなどと言ったら、本人も含めて納得する人はいないであろう。少なくともこうした個別のベネフィシアリーは会社支配には関わりようがないからである。また、アメリカが経営者支配になっていることは従来の研究からも明かであり、この点からも西山教授の立論は問われることになる。

2. 奥村理論をめぐる論争とその評価

次に西山教授による奥村理論批判を見ていくことにするが、その柱は(1)現状分析、(2)相互所有・相互支配・相互信認論、(3)相互持ち合いの意義となっており、その中でも論争の中心は奥村・経営者支配論の中核である相互所有・相互支配・相互信認論に関するものであった。すなわち相互持ち合いの意義をどう見るか、そして持ち合い部分を即支配と見てよいかが論争での大きなポイントであった。この点を中心にして、以下それぞれ若干のコメントをしておく。

(1) 現状分析

奥村教授の相互所有・相互支配・相互信認論は実際の企業に適用するとどうなるのか。西山教授はまず、企業の実態と絡めて奥村理論の問題点を3点指摘している(奥村批判①~③)。これをもう一度簡単にまとめると、第1点は独立系大企業では奥村理論は無効ではないか、第2点は社長会が威力を持っているのは旧財閥系の3集団だけではないか、第3点は旧財閥系の場合も有力企業が持ち勝っていて社長同士は対等ではないのではないか、ということになる。西山教授自身、実証分析を何度も手がけてこられただけあって、この3点の批判は日本企業の持ち合いの実態を的確に捉えたものであり、鋭い指摘だと言ってよい。これに対して奥村教授は簡単な反論を加えるにとどまっている。すなわち、批判されている点はいずれも基本的には

程度の問題にしか過ぎないということであり、従来からの相互所有・相互支配・相互信認の論理で何ら問題はないというものであった。

西山教授はこの回答に対してさらなる追求は行っていないが、そうであるからといって奥村教授の説明が十分説得的であったとは到底言えないであろう。特に独立系企業に関する反論は実際には何ら説明にはなっていないように思われる。ここで事例として出された日立製作所の大株主は生保や銀行であり、生保は相互会社で持ち合いはなく、銀行は持ち合いはあっても僅かである。この生保や銀行が一体どのようにして日立製作所を「共同支配」することが出来るのであろうか。奥村教授は企業集団の場合と同じく「大株主間で暗黙の了解ができています」と言われるが、どこでどうやってそのような了解が交わされるのか具体的な説明はまったくないし、現実にそのような大株主間の連携があるといった話はこれまで一度も聞いたことがない。しかも生保などの相互会社は一方的に所有するだけであるから、奥村理論は言うまでもなく適用できない。もともと企業集団の分析のために考案された理論であるから、これをそのまま独立系大企業に適用するにはやはり最初から無理があったというべきである。

また、同じく企業集団に関して指摘を受けた2つの問題点も、奥村理論の説得性に疑問を投げかけるものであったと言うことができよう。

以上のような現状分析批判があったことを踏まえて、次に奥村理論そのものに対する批判を見ておこう。

(2) 相互所有・相互支配・相互信認論

奥村説は相互所有→相互支配→相互信認という論理で経営者支配になっていることを主張するものである。西山教授はこの奥村理論は一見もっともらしいが、よく考えるとおかしいと批判される。ここでの批判のポイントは、まず経営者は持ち合いの相手を「信認」しようが「不信認」しようが手出しができないのである

から「相互信認」という観念は無意味であり（奥村批判④）、したがってまたそれは相互支配ではなく相互「不」支配の関係—「支配不能」の関係（奥村批判⑤）になっているという点である。これに対して奥村教授は、相互に不信認したらお互いに経営者を失脚するのだから、現実には信認し合う以外になく、そもそも相互不信認なら社長会は成り立たないと反論する。しかし、西山教授はここに奥村理論の基本的な誤りが露呈されていると言い、経営者がお互いにクビにしようとしなのは「できるのにしない」のではなく、「できないからしない」のだと自説に基づき改めて批判される。

西山教授が言われるように、相互「信認」でも「不信認」でも結果は同じであるから、「相互信認」という観念を取り立てて言うのは無意味だというのはそれなりに理解できる。しかしそれはそれとして、では現実問題として経営者はお互いに信認するのか否か、どう考えるべきなのであろうか。奥村説は相互信認しかありえないという主張であるが、西山教授はそれ以前にそもそもお互いに実質的所有関係が存在せず「支配不能」なのであるから、相互信認の有無など問題にならないと言われる。このように両者の議論はまったく相容れないものとなっている。

ところで、この「相互信認」に関連して、西山教授はもう1つ重要な指摘をされている。それは、奥村説における「自社支配」の問題についてである。もしかりに経営者が会社を「代表して」会社の保有する株式に基づいて相手を支配することができたとしても（西山教授はそもそも支配はできないと言っているが）、それは、すでにその経営者が自社を支配しているからであり、この支配は奥村説の「相互信認」の成立よりも前の段階ではないと言われる。したがって、奥村理論は本末が逆になっていると批判される（奥村批判⑦）。この指摘に対して最初、奥村教授は「存在の論理と形成の論理を一緒くたにしたものだ」と、誤った理解に基づいた反

論をしていたが、西山教授から「そんなことを問題にしているのではない」と指摘された後、代表概念を用いることで改めて西山教授の批判に反論を試みている。すなわち代表取締役であるA社の経営者はA社を代表することでB社を支配しているのであって、A社を支配しているからB社を支配しているわけではない。つまり代表取締役は会社が所有している株式に基づいて相手の会社を支配しているのだと言われる。しかし、これは実質的な反論にはなっていない。代表取締役であっても当該会社に「真の」支配者が別途存在する限りは、相手の会社に対する代表取締役の支配はあくまで形式的なものに過ぎないからである。代表取締役が当該会社の「真の」支配者であって初めて奥村理論は成立することになる。また別の観点から言えば、最初に「自社支配」があると考えなければ、奥村教授が法人所有の目的の1つとされる安定株主工作も実はうまく説明出来ないはずである。なぜなら、安定株主工作は実質的に発行会社の経営者の意思に基づいて行われるものであり、まさに最初に「自社支配」がなければならぬからである。

したがって、西山教授の上記の指摘は、奥村理論の心臓部を射抜くだけの力を持っていたと言ってもよいであろう。最初に「自社支配」がなければ論理として成り立たないという奥村理論の欠陥を西山教授の批判は鋭く衝いているからである。しかも西山教授は、最初に「自社支配」があることを奥村理論をもってしては説明不可能だと言われる。そうであれば、奥村理論は致命的な欠陥を持っていると評価せざるを得ないであろう。

(3) 相互持ち合いの意義

株式相互持ち合いの意義をどう見るかは、この論争のいわば焦点である。これについてはすでに西山・相殺論の問題として議論したので、ここでは若干視点を変えて奥村説に関して出された問題点を取り上げることにする。

持ち合いの目的としては、1. 企業間結合、2. 安定株主工作という2つを奥村教授は挙げている。このうち2.の安定株主工作に関連して西山教授は、奥村説では「なぜそのようなことが行われているか」に答えていないと批判される(奥村批判⑨)。勿論、奥村教授は安定株主工作は企業防衛のためだと繰り返し説明されているのであるが、ここで西山教授が問題としているのは、なぜ日本企業だけが安定株主工作をしてまで企業防衛をしなければならないのか、というより本質的なレベルでの問いかけである。すなわち企業防衛を行う背後にある日本企業の論理は何かという疑問である。これに関して奥村教授は、企業防衛を積極的にするのは日本では「会社は城」であるという日本人の意識(会社観)がその背景にあるからだと説明している。しかし、西山教授にすればこの説明は単なる日本人の心情論にすぎず、「日本的経営論」と同じ誤りに落ちっていると厳しく批判される(同⑨)。

両者のこの議論は、なぜ日本企業が持ち合いをするのかの根本原因を問うている点で非常に興味深い。これに関して奥村教授は「会社は城」だと観念されているからだと説明したのであるが、西山教授の批判にもあるように、これはすでに「日本的経営論」の議論に踏みこんだものになっている。奥村教授が日本的経営論は偏ったものだとしてこれまで厳しく批判される立場を取ってこられたことを考えると、この説明は一貫性を欠いたものと言わざるを得ない。しかし、概念として適切かどうかは別にして、日本企業の特徴とその背景を説明するためには結局こうした日本的経営論の議論をせざるを得なかったということこそが重要である。上記の問いに積極的に答えようとするれば、日本的経営論に入っていくべきを得ないからである。

そういう意味で、お互いに日本的経営論批判の立場に立つ両教授の間で、このような争点が喚起されたこと自体に大きな意義がある。しかし、それにも拘わらず奥村教授からは反論が聞

かれず、この問題がさらなる論争に発展しなかったことは非常に残念だと言うしかない。

3. 西山・奥村論争の意義

ここまで西山・奥村論争の概要を紹介し検討してきたが、この論争の意義はどこにあるのであろうか。

何よりも最大の成果は、論争を通じて両者の問題の焦点がどこにあるかが明確になったと同時に、それぞれの立論の難点が明らかにされたことであろう。

今回の論争がさまざまな論点を含んでいることはすでに論争の整理で示されたと思われるが、その中でも西山・奥村論争の焦点ということになれば、日本企業に特有な株式相互持ち合いをどう評価するかという1点に尽きると言ってよい。すなわち持ち合いと経営者支配をどう結びつけるかが両理論の生命線であり、最大の争点だったということである。西山説では相互持ち合いは「相殺」されてしまい、会社支配に結びつくような大株主はいないことを根拠に経営者支配が主張された。他方、奥村説では相互持ち合いはそのまま会社支配に結びつくことされ、相互所有・相互支配・相互信認のプロセスを経て経営者支配であることが主張された。両者はこのように持ち合いをどう評価するかでまったく正反対の立場をとっている。当然のことながら、どちらの議論が日本企業の現実をより説得的に説明しているかということが問題になるのであるが、結論から言えば、理論的には両者とも大きな難点を抱えていると評価せざるを得ない。すなわちどちらかの理論に全面的に与すればそれで済むということにはならないということである。これが論争によって明確になった点である。

両者の理論的な問題点は次のようにまとめることができる。まず西山説は、持ち合い部分は所有ではないとして相殺してしまうため、なぜ会社同士が持ちあっているのかという理由を積極的に説明することが出来ない。しかも相殺の

プロセスは見ようによっては、企業集団から離脱するためにわざわざ持ち合いをしているとも解釈でき、奇妙なことになる。結局、相殺という手法は、株式持ち合いが支配に結びつかないことを機械的に導き出すのには成功したのであるが、たとえ結論部分が正しかったとしても、相殺の考え方そのものは不適切であったと言わざるを得ないのである。他方、奥村教授は株式の持ち合いの目的を企業間結合と安定株主化という2点で捉えておられるのはよいのであるが、所有に拘って作られた自説の相互所有・相互支配・相互信認論が厳しく批判を受けることになった。相互信認論は無意味な概念であり、しかも最初に経営者が自社支配していなくてはそもそも成り立たない理論であることが指摘された。これは理論としては致命的な欠陥だと見てよからう。

したがって、西山教授も奥村教授も相手を批判しながら自前の理論の妥当性を主張されたにも拘わらず、最終的にはそれぞれの理論の欠陥あるいは問題点がより鮮明になったと言わざるを得ない。皮肉な結果ではあるが、これは両者が論争を通じて相手の理論的な弱点を厳しく追及したことの成果だと見てもよいかも知れない。このように両者の理論の根幹に当たる部分に疑問符がついたことで、脱資本主義あるいは法人資本主義の理論全体の妥当性にもまた疑問符がついたということになる。

以上、西山理論、奥村理論双方の問題点あるいは欠陥が明確になったことを指摘したのであるが、では論争を通じて両者の間で決着がつかず、鋭く対立したままになっている持ち合いをめぐる議論をどう考えたらよいのか、最後に私見を述べておきたい。

論争の焦点であった持ち合いについては、結局、西山理論にも奥村理論にも与することが出来ないことがはっきりした。したがって、第3の理論を選択せざるを得ないのであるが、最終的には安定株主論こそがその位置を占めると言ってもよからう。わが国企業の安定株主化について

は両教授とも積極的、あるいは消極的に言及しておられながら、この議論と自説とがどういう関係になっているのか厳密な議論はされてこなかったと言ってもよからう。

まず奥村教授は当初より安定株主の導入の経緯や背景について詳しく紹介されており、「安定株主工作がすなわち企業系列化、企業集団化を促進した」（奥村 5. 99 ページ）とまで述べておられるにも拘わらず、安定株主論は自説とはまったく正反対の議論であるためか、奥村理論の中では奇妙な位置づけになってしまっている。安定株主の意味を真正面に受けとめておられたならば、持ち合い即支配と見る奥村・法人所有論は出て来ようがなかったはずである。他方、西山教授は、やはり自説の相殺論とは考え方が相容れないためか、最初から安定株主論を問題としないスタンスを採っておられたのであるが、「株主安定工作の本質は『経営者による株主の支配』であり、会社の社団性の否定であり、所有による会社支配の否定である」（西山 3. 79 ページ）と述べ、安定株主化を事実としては認める発言をされている。しかし、これを認めることは自らの相殺論を放棄するのと同義であると言わねばならない。したがって、両者に共通しているのは、自ら安定株主工作に言及したり、あるいは事実として安定株主化が行われていることを認識しておきながら、この議論に正当な位置を与えてこなかったことである。

安定株主論が積極的に評価されなかった最大の理由は、自説の展開にとって都合が悪かったからだということに尽きるであろうが、むしろ今回の論争で明らかになった両理論の難点は安定株主論によってこそクリアーに説明できるということこそをここでは強調しておきたい。すなわち日本の株式持ち合いは、西山説のように相殺されるからではなく安定株主工作という性格を持つからこそ支配に結びつかないのであり、また、奥村説のように持ち合いに基づいて経営者支配になっているのではなく、経営者支配であるからこそ持ち合いが積極的に行われ企業間結

合が進んだと見るべきである。

V. むすび

西山・奥村論争はわが国の会社支配をめぐる代表的な論争であり、しかも相手に対する非常に厳しい批判が展開されたことも特徴の1つである。論争の中身を詳細に見ると、相手からの批判に必ずしもきちんと回答しない場合があったり、回答しても反論にならないような反論で終わっている部分も散見されたことは事実である。あるいは相手の議論を理解していないことから生じた批判なども見られた。しかし、論争全体を通して見た時、日本の会社支配論を議論する上で避けて通れない株式持合いをめぐって両者が真正面からぶつかって批判と反批判が行なわれ、それぞれの議論の問題点が明確になったという意味で大きな成果があったと言えるであろう。

しかし、この論争は決して一方が他方を完全に論破して勝利したといった性格のものではない。むしろ結果的にはどちらの理論にも看過できない難点があることがはっきりしたのであるが、それによって問題の所在が明確になり、認識が深まったことは疑いようがない。両教授がお互いに批判を集中させた問題にわれわれ自身がどう答えるのが次に問われることになるが、ここでは安定株主論こそ両議論の難点を克服す

るものであることを指摘した。日本の会社支配をどう考えるべきか、今回の論争が示唆した点は大きかったと言ふべきである。

参考文献

西山忠範

1. 「法人資本主義論批判 — 富森虔児氏と奥村宏氏への反論 —」『武蔵大学論集』26巻5・6号, 1979年, その後『支配構造論』(文眞堂, 1980年)に所収。
2. 「溺者の藁か, 法人資本主義論 — 奥村宏氏と柴垣和夫氏への反論 — (上)(下)」『経済評論』1982年10月, 11月号, その後『脱資本主義分析』(文眞堂, 1983年)に所収。
3. 「法人資本主義論の虚妄 — 奥村宏氏と富森虔児氏への再反論」『経済評論』1983年12月号。

奥村 宏

1. 『日本の六大企業集団』ダイヤモンド社, 1976年。
2. 「企業集団についての覚書」(『証券経済』132号, 1980年)
3. 「『所有論』ノート」(『証券経済』135号, 1981年)
4. 「会社と株主との関係」(『証券経済』138号, 1981年)
5. 「法人資本主義とは何か — 西山忠範氏への反批判 (上)(下)」(『経済評論』1983年1月, 2月号)
6. 『日本の株式会社』東洋経済新報社, 1986年。